

9月定例会 議案審査

公民館等へのAED設置に伴う 屋外収納箱80箱の購入

問 平成30年度から今年度までの3か年でAEDを設置してきているが、それ以降は設置しないのか。

答 設置場所については、まちづくり協議会や町内会の皆さんと協議して決めてきた。今年度で必要な場所への設置は完了するものと判断している。今後については、各町内会における救命講習の受講状況や、利用実績などの検証を行うとともに、地域における需要を踏まえながら、必要に応じて対応していきたい。



指定居宅介護支援等事業所の運営等の基準を改正



問 居宅介護支援事業所の管理者要件に関わる経過措置が6年間延長された背景は。

答 国の調査において令和元年7月時点で約4割の事業所の管理者が主任介護支援専門員でなかったことから、令和3年3月末時点で管理者である介護支援専門員に限り、経験年数等を踏まえ経過措置として6年間延長された。

請願1件を審査◆不採択とすべきものに

福祉文教委員会では、下記の請願者から提出された「日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書採択についての請願」について、紹介議員からの補足説明と質疑を行い、その後、審査を行いました。

請願者 ● 新日本婦人の会 高山支部 支部長 河合 信子
住 所 ● 高山市江名子町2600-31
紹介議員 ● 牛丸尋幸・上嶋希代子



審査における主な意見

- 核兵器廃絶の問題については、複雑な国際情勢などが問題であり、議会としては慎重に取り組んでいく必要がある。
- 高山市議会として、これを高山市民の総意として提出するのは難しいのではないかと。
- 平成29年6月議会において、高山市議会が国に対し「核兵器禁止条約の実現に向けた取り組みに関する意見書」を提出し、唯一の被爆国である我が国が核兵器のない世界を目指し、国際的なイニシアチブを発揮するよう強く要望した。今回の請願における意見書の内容と趣旨は変わらないと思う。
- 核兵器を廃絶することは全世代共通の最終目的であるが、核兵器禁止条約への署名と批准だけがそれに向けた取り組みではない。

審査結果 ● 起立採決を行った結果、起立少数により不採択とすべきものと決しました。

請願とは？

請願とは、憲法第16条に規定された国民の権利として、地方公共団体等公の機関に対して要望を述べる行為です。地方議会に対する請願は、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所・氏名を記載し押印した文書で行い、議員の紹介が必要になります。請願を議会において審査し、採択または不採択の決定がなされれば、提出者にその結果を通知することになります。

陳情とは？

請願が憲法上の制度として認められているのに対し、陳情は事実上の行為として議員の紹介なく提出できるもので、憲法の保障を受けない希望の表明である点が大きな相違点です。

市議会
ホームページ

